

労働基準関係法令違反に係る公表事案

愛知労働局

最終更新日：令和4年10月31日

企業・事業場名称	所在地	公表日	違反法条	事案概要	その他参考事項
(有)モデル・トライアル	愛知県清須市	R3.11.8	最低賃金法第4条	労働者1名に、1か月間の定期賃金合計約34万円を支払わなかったもの	R3.11.8送検
大岡技研(株)	愛知県豊田市	R3.11.11	労働安全衛生法第20条 労働安全衛生規則第147条	鍛造プレスの危険な箇所に適切な安全装置を設けなかったもの	R3.11.11送検
(株)春日商会	愛知県一宮市	R3.11.24	労働安全衛生法第20条 労働安全衛生規則第107条	労働者に調整作業を行わせる際に、機械の運転を停止させなかったもの	R3.11.24送検
(同)CVS西三河	愛知県岡崎市	R3.11.24	労働基準法第36条	労働者1名に、月100時間以上の違法な時間外・休日労働を行わせたもの	R3.11.24送検
(有)高橋鉄工	愛知県豊田市	R4.1.24	労働安全衛生法第20条 労働安全衛生規則第113条	旋盤から突出して回転している加工物に覆い等を設けなかったもの	R4.1.24送検
(株)デイリースービス	愛知県江南市	R4.2.14	労働安全衛生法第21条 労働安全衛生規則第537条	物体が落下することにより、労働者に危険を及ぼすおそれのある作業を行わせる際に、物体の落下防止措置を講じなかったもの	R4.2.14送検
(有)エクストリーム	愛知県北名古屋	R4.2.25	労働基準法第32条	労働者1名に、36協定の延長時間を超える違法な時間外・休日労働を行わせたもの	R4.2.25送検
(株)西原環境	東京都港区	R4.3.1	労働安全衛生法第21条 労働安全衛生規則第533条	下水道処理場のピットの開口部に転落防止措置を講じなかったもの	R4.3.1送検
(株)アイ・アール・ジェイ	愛知県愛西市	R4.3.24	最低賃金法第4条	労働者3名に対して、愛知県最低賃金額以上の賃金を支払わなかったもの	R4.3.24送検
浅井工業(株)	愛知県名古屋市中川区	R4.3.25	労働安全衛生法第20条 労働安全衛生規則第131条の2	プレス機械の金型取付の際、安全ブロックの使用等スライドの下降による災害防止対策を講じなかったもの。	R4.3.25送検
安城交通(株)	愛知県安城市	R4.5.16	労働基準法第37条	労働者1名に、1か月間の時間外・深夜労働に対する割増賃金合計約9万円を支払わなかったもの	R4.5.16送検
(有)鈴政工業	愛知県西尾市	R4.6.17	労働安全衛生法第21条2項 労働安全衛生規則第530条	墜落の恐れがある高さ約6mのステージの枠組み(鋼管で組まれたもの)に、関係労働者以外の労働者を立ち入らせたもの	R4.6.17送検
(株)自然 豊橋営業所	愛知県豊橋市	R4.7.4	労働安全衛生法第21条2項 労働安全衛生規則第524条	高さ約6.3メートルの屋根上で、屋根の葺き替え作業を行わせる際に、踏み抜き防止措置を講じていなかったもの	R4.7.4送検
コーユーロジックス(株) 中部エリアセンター	愛知県愛西市	R4.7.6	労働安全衛生法第20条 労働安全衛生規則第151条14	フォークリフトを主たる用途以外の用途に使用したもの	R4.7.6送検
(株)ヒイラギ建設 瀬古ビル解体工事現場	愛知県名古屋市中西区	R4.7.20	労働安全衛生法第31条1項 労働安全衛生規則第553条1項	高さ9.8mの作業床で請負人の労働者が作業を行うにあたり、墜落防止措置を講じなかったもの	R4.7.20送検
(株)アダチホーム	愛知県一宮市	R4.8.1	労働安全衛生法第14条 労働安全衛生規則第517条の5	建築物等の鉄骨の組立て等の作業を行わせる際、建築物等の鉄骨の組立て等作業主任者に労働者を直接指揮させる等の職務を行わせていなかったもの	R4.8.1送検
(株)ALKA	愛知県津島市	R4.8.4	最低賃金法第4条第1項	労働者3名に、1か月分の定期賃金約90万円を支払わなかったもの	R4.8.4送検
(有)アゲイン	愛知県春日井市	R4.8.18	労働基準法第32条第1項、第2項	外国人技能実習生4名に、有効な36協定の締結・届出なく時間外労働を行わせたもの	R4.8.18送検

名南リクルート株式会社	名古屋市中区	R4.9.21	労働基準法第24条	労働者3名に、1か月分の定期賃金80万円を支払わなかったもの	R4.9.21送検
(有)穂岳	愛知県新城市	R4.10.5	労働安全衛生法第21条 労働安全衛生規則第526条 労働者派遣法第45条	高さ1.5メートルをこえる箇所で作業を行うにあたり、派遣労働者が安全に昇降するための設備等を設けなかったもの	R4.10.5送検
高山軽金属工業(株)	愛知県碧南市	R4.10.19	労働安全衛生法第59条 労働安全衛生規則第36条	労働者につり上げ荷重が5トン未満のクレーンの運転業務を行わせるにあたり、特別教育を行っていなかったもの	R4.10.19送検